

お知らせ
**発電用木質バイオマスの
代行証明について**

平成24年6月に林野庁により示された「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき、小規模森林所有者や零細な個人経営の林業事業者などが伐採・出材した木質バイオマスについて、発電の燃料として、円滑に、かつ、秩序をもって供給されるように、間伐材など由来の木質バイオマスや一般木質バイオマス由来であることの証明を町が代行することとなりました。

証明を依頼される場合は、必要書類を添付の上、申請手続きを行ってください。なお、詳細はお問い合わせください。
▼申請時に添付が必要な書類
・保安林の場合／保安林内伐採許可通知書など
・森林経営計画対象森林の場合／森林経営計画に係る伐採届出書など
・その他普通林の場合／伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書など

■申請・問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322

お知らせ
森林の立木を伐採するときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林

(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。

①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者

②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115



お知らせ
**森林の土地の所有者
届出制度のお知らせ**

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となつた年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地

の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ
**市街化調整区域における
開発許可の規制緩和について**

南海トラフ地震から県民の命を守ることや、県外からの移住を促進するため、市街化調整区域における規制が一部緩和されることになりました。
◆津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築
◆市街化調整区域の空き家の賃貸

詳しくは県土木部都市計画課又は町公式ホームページ(<http://www.town.ino.kochi.jp/>)をご覧ください。

■問い合わせ

県土木部都市計画課

☎823-9849

建設課

☎893-1116